

議題：第8号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部改正について（原案）

1 改正理由

国において、中学校部活動を学校から地域クラブの活動へ移す取組の名称を「中学校部活動の地域移行」から「中学校部活動の地域展開」に変更したことに伴い、スポーツ課の係及び分掌事務の名称を改めるとともに、来年度から生涯学習課において、文化芸術の地域クラブを対象にその取組を実施する。

また、来年度に国民スポーツ大会（冬季大会）、及び令和9年度に全国高等学校総合体育大会が開催されることに伴い、その大会の成功に向けた体制を整備するため、国スポ総体課の係を再編する。

これらに対応するため、甲府市教育委員会事務分掌規則について、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) スポーツ課の係を「地域展開係」に改める。
- (2) 国スポ総体課の係を「総務企画係」、「競技係」、「高校総体係」に改める。
- (3) 生涯学習課の分掌事務に「中学校部活動の地域展開の運営に関すること（スポーツの地域クラブを除く。）。」を加える。
- (4) スポーツ課の分掌事務を「中学校部活動の地域展開の運営に関すること（文化芸術の地域クラブを除く。）。」に改める。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

4 教育委員会への議題時期

令和8年3月臨時教育委員会（3月27日開催）

議題：第8号

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
○甲府市教育委員会事務分掌規則			○甲府市教育委員会事務分掌規則		
平成8年3月31日			平成8年3月31日		
教委規則第1号			教委規則第1号		
第3条 前条に定める部に、次の表の左欄に掲げる室等を置き、当該室等にそれぞれ同表中欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる係を置く。			第3条 前条に定める部に、次の表の左欄に掲げる室等を置き、当該室等にそれぞれ同表中欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる係を置く。		
室等	課	係	室等	課	係
教育総室	総務課	総務係、学校規模適正係	教育総室	総務課	総務係、学校規模適正係
	学校教育課	教職員係、教育指導係、学校危機管理係、ICT推進係、学務係		学校教育課	教職員係、教育指導係、学校危機管理係、ICT推進係、学務係
	学事課	学事係、ICT整備係、保健給食係		学事課	学事係、ICT整備係、保健給食係
	教育施設課	計画係、営繕係、設備係		教育施設課	計画係、営繕係、設備係
生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係、こうふ愛醸成係	生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係、こうふ愛醸成係
	歴史文化財課	文化財係		歴史文化財課	文化財係
	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係、地域 <u>展開</u> 係		スポーツ課	スポーツ係、企画整備係、地域 <u>移行</u> 係
	国スポ総体課	<u>総務企画係、競技係、高校総体係</u>		国スポ総体課	<u>国スポ総体係</u>
2 前項に定める課の分掌事務は、おおむね別表のとおりとする。			2 前項に定める課の分掌事務は、おおむね別表のとおりとする。		
室等	課等	分掌事務	室等	課等	分掌事務
生涯学習室	生涯学習課	(1) 生涯学習推進本部に関すること。	生涯学習室	生涯学習課	(1) 生涯学習推進本部に関すること。

議題：第8号

	(2) 生涯学習ビジョンに関すること。 (3) まなびフェスティバル事業に関すること。 (4) まなび奨励ポイント制度に関すること。 (5) 出前講座に関すること。 (6) 放課後子供教室に関すること。 (7) 生涯学習情報の収集、提供に関すること。 (8) 社会教育委員に関すること。 (9) 公民館の総合調整に関すること。 (10) 成人式に関すること。 (11) 総合市民会館に関すること。 (12) 「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」に関すること。 (13) 文化団体の育成及び助成に関すること。 (14) 文化芸術の普及と振興に関すること。 <u>(15) 中学校部活動の地域展開の運営に すること（スポーツの地域クラブを除く。）。</u> <u>(16) 御岳文芸座の運営管理に関すること。</u> <u>(17) 山崎方代の顕彰事業に関すること。</u> <u>(18) こうふ開府の日に関すること。</u> <u>(19) こうふ開府500年レガシー事業に</u>		(2) 生涯学習ビジョンに関すること。 (3) まなびフェスティバル事業に関する こと。 (4) まなび奨励ポイント制度に関すること。 (5) 出前講座に関すること。 (6) 放課後子供教室に関すること。 (7) 生涯学習情報の収集、提供に関する こと。 (8) 社会教育委員に関すること。 (9) 公民館の総合調整に関すること。 (10) 成人式に関すること。 (11) 総合市民会館に関すること。 (12) 「甲府 きょういくの日（教育・共 育・郷育）」に関すること。 (13) 文化団体の育成及び助成に関する こと。 (14) 文化芸術の普及と振興に関すること。 <u>(新規)</u> <u>(15) 御岳文芸座の運営管理に関すること。</u> <u>(16) 山崎方代の顕彰事業に関すること。</u> <u>(17) こうふ開府の日に関すること。</u> <u>(18) こうふ開府500年レガシー事業に</u>
--	---	--	---

議題：第8号

	関すること。		関すること。
歴史文化財課	(1) 文化財の保護活用及び啓発普及に関すること。 (2) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。 (3) 武田氏館跡の保存管理及び整備活用に関すること。 (4) 文化財調査審議会に関すること。 (5) 藤村記念館運営管理に関すること。 (6) 武田氏館跡歴史館に関すること。	歴史文化財課	(1) 文化財の保護活用及び啓発普及に関すること。 (2) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。 (3) 武田氏館跡の保存管理及び整備活用に関すること。 (4) 文化財調査審議会に関すること。 (5) 藤村記念館運営管理に関すること。 (6) 武田氏館跡歴史館に関すること。
スポーツ課	(1) スポーツ振興及び奨励に関すること。 (2) スポーツ関係団体に関すること。 (3) スポーツ推進審議会に関すること。 (4) スポーツ推進委員に関すること。 (5) 緑が丘スポーツ公園有料運動施設等の運営管理に関すること。 (6) 夜間照明施設に関すること。 (7) 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。 (8) 校庭開放事業の運営に関すること。 (9) スポーツ施設の企画、整備に関すること。 (10) 中学校部活動の地域 <u>展開</u> の運営に関すること <u>(文化芸術の地域クラブを除く。)</u> 。	スポーツ課	(1) スポーツ振興及び奨励に関すること。 (2) スポーツ関係団体に関すること。 (3) スポーツ推進審議会に関すること。 (4) スポーツ推進委員に関すること。 (5) 緑が丘スポーツ公園有料運動施設等の運営管理に関すること。 (6) 夜間照明施設に関すること。 (7) 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。 (8) 校庭開放事業の運営に関すること。 (9) スポーツ施設の企画、整備に関すること。 (10) 中学校部活動の地域 <u>移行</u> の運営に関すること <u>_____</u> 。

議題：第8号

	国スポ総体 課	(1) 国民スポーツ大会に関する事。 (2) 全国高等学校総合体育大会に関する事。		国スポ総体 課	(1) 国民スポーツ大会に関する事。 (2) 全国高等学校総合体育大会に関する事。
	図書館	(1) 図書館の管理運営に関する事。 (2) 図書、記録、行政資料、郷土資料、逐次刊行物、視聴覚資料の収集、整理及び保存に関する事。 (3) 図書館資料の館内利用及び館外貸出に関する事。 (4) 団体貸出及び移動図書館の運営に関する事。 (5) 利用相談並びに時事に関する情報及び参考資料の紹介又は提供に関する事。 (6) 読書会等の開催及びその奨励に関する事。 (7) 他の図書館等との図書館資料の相互貸借等、相互協力に関する事。 (8) 館報その他読書資料の発行及び配布に関する事。 (9) 甲府市史、旧中道町史及び旧上九一色村誌の頒布に関する事。		図書館	(1) 図書館の管理運営に関する事。 (2) 図書、記録、行政資料、郷土資料、逐次刊行物、視聴覚資料の収集、整理及び保存に関する事。 (3) 図書館資料の館内利用及び館外貸出に関する事。 (4) 団体貸出及び移動図書館の運営に関する事。 (5) 利用相談並びに時事に関する情報及び参考資料の紹介又は提供に関する事。 (6) 読書会等の開催及びその奨励に関する事。 (7) 他の図書館等との図書館資料の相互貸借等、相互協力に関する事。 (8) 館報その他読書資料の発行及び配布に関する事。 (9) 甲府市史、旧中道町史及び旧上九一色村誌の頒布に関する事。

議題：第8号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表生涯学習室、スポーツ課の項中「地域移行係」を「地域展開係」に改め、同表生涯学習室、国スポ総体課の項中「国スポ総体係」を「総務企画係、競技係、高校総体係」に改める。

別表生涯学習室、生涯学習課の項中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 中学校部活動の地域展開の運営に関すること（スポーツの地域クラブを除く。）。

別表生涯学習室、スポーツ課の項第10号中「地域移行」を「地域展開」に改め、「こと」の次に「（文化芸術の地域クラブを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議題：第9号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正について（原案）

1 改正理由

国において、中学校部活動を学校から地域クラブの活動へ移す取組の名称を「中学校部活動の地域移行」から「中学校部活動の地域展開」に変更したことに伴い、スポーツ課の事案名称を改めるとともに、来年度から生涯学習課において、文化芸術の地域クラブを対象にその取組を実施する。

これらに対応するため、甲府市教育委員会事務局事案決定規程について所要の改正を行う。

2 主な改正内容

生涯学習課の個別決定事案に中学校部活動の地域展開の運営に関する事項を加えるとともに、スポーツ課の当該業務に係る個別決定事案の名称を改める。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

4 教育委員会への議題時期

令和8年3月臨時教育委員会（3月27日開催）

議題：第9号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年教育委員会規程第1号）新旧対照表

改正後（案）					現行				
○甲府市教育委員会事務局事案決定規程 昭和48年4月28日 教委規程第1号 別表第2（第4条関係） 部長以下の個別決定事案					○甲府市教育委員会事務局事案決定規程 昭和48年4月28日 教委規程第1号 別表第2（第4条関係） 部長以下の個別決定事案				
生涯学習					生涯学習				
項目		決定区分			備考		決定区分		
		部長	室長	課長			部長	室長	課長
1 生涯学習の推進に関する事項						1 生涯学習の推進に関する事項			
(1) 生涯学習の推進に関すること。		重要		軽易		(1) 生涯学習の推進に関すること。		重要	軽易
(2) 関係諸団体との連絡調整に関すること。		同上		同上		(2) 関係諸団体との連絡調整に関すること。		同上	同上
2 社会教育委員に関する事項						2 社会教育委員に関する事項			
(1) 社会教育委員の会議の庶務に関すること。				○		(1) 社会教育委員の会議の庶務に関すること。			○
(2) 社会教育委員調査研究に関すること。				○		(2) 社会教育委員調査研究に関すること。			○

議題：第9号

3 成人式に関する事項				
(1) 該当者調査と式典への案内状発送等準備に関すること。			○	
4 公民館及び地域集会所の運営管理並びに市民センターの施設の管理に関する事項				
(1) 公民館及び地域集会所の使用許可に関すること。			○	
(2) 公民館運営審議会の庶務に関すること。			○	
(3) 市民センターの施設の管理に関すること。			○	
5 社会教育指導員に関する事項				
(1) 社会教育指導員の服務研修に関すること。			○	
6 社会教育団体に関する事項				
(1) 社会教育団体の育成に関すること。			○	
7 社会教育各種学級に関する事項				
(1) 各種学級の育成に関すること。			○	

3 成人式に関する事項				
(1) 該当者調査と式典への案内状発送等準備に関すること。			○	
4 公民館及び地域集会所の運営管理並びに市民センターの施設の管理に関する事項				
(1) 公民館及び地域集会所の使用許可に関すること。			○	
(2) 公民館運営審議会の庶務に関すること。			○	
(3) 市民センターの施設の管理に関すること。			○	
5 社会教育指導員に関する事項				
(1) 社会教育指導員の服務研修に関すること。			○	
6 社会教育団体に関する事項				
(1) 社会教育団体の育成に関すること。			○	
7 社会教育各種学級に関する事項				
(1) 各種学級の育成に関すること。			○	

議題：第9号

ること。				
8 その他公民館活動に関する事項				
(1) 公民館講座の開設運営に関すること。			○	
(2) 民間ユネスコ活動の助言協力に関すること。			○	
9 総合市民会館に関する事項				
(3) 総合市民会館の管理に関すること。			○	
10 文化、芸術の振興に関する事項				
(1) 文化、芸術団体との連携育成に関すること。			○	
<u>11 中学校部活動の地域展開の運営に関する事項</u>				
<u>(1) 中学校部活動の地域展開の運営に関すること。</u>	<u>重要</u>	<u>一般的</u>	<u>軽易</u>	
<u>12 御岳文芸座の運営管理に関する事項</u>				
(2) 御岳文芸座の使用許可に関すること。			○	

ること。				
8 その他公民館活動に関する事項				
(1) 公民館講座の開設運営に関すること。			○	
(2) 民間ユネスコ活動の助言協力に関すること。			○	
9 総合市民会館に関する事項				
(3) 総合市民会館の管理に関すること。			○	
10 文化、芸術の振興に関する事項				
(1) 文化、芸術団体との連携育成に関すること。			○	
<u>(新規)</u>				
<u>(新規)</u>				
<u>11 御岳文芸座の運営管理に関する事項</u>				
(2) 御岳文芸座の使用許可に関すること。			○	

議題：第9号

<u>1.3</u> こうふ開府の日に関する事項				
(1) こうふ開府の日に関するること。	重要	一般的	輕易	
<u>1.4</u> こうふ開府500年レガシー事業に関する事項				
(1) こうふ開府500年レガシー事業に関するること。	重要	一般的	輕易	

スポーツ				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 スポーツの振興に関する事項				
(1) スポーツの普及、奨励、実施に関すること。			○	
(2) スポーツ関係団体の指導育成に関すること。			○	
(3) スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。			○	
(4) スポーツ推進委員の研修に関すること。			○	

<u>1.2</u> こうふ開府の日に関する事項				
(1) こうふ開府の日に関するること。	重要	一般的	輕易	
<u>1.3</u> こうふ開府500年レガシー事業に関する事項				
(1) こうふ開府500年レガシー事業に関するのこと。	重要	一般的	輕易	

スポーツ				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 スポーツの振興に関する事項				
(1) スポーツの普及、奨励、実施に関すること。			○	
(2) スポーツ関係団体の指導育成に関すること。			○	
(3) スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。			○	
(4) スポーツ推進委員の研修に関すること。			○	

議題：第9号

(5) スポーツ器具の貸与 に関する事。			○	
2 運動施設の運営管理に 関する事項				
(1) 緑が丘スポーツ公園 有料運動施設等の使用許 可に関する事。			○	
(2) 夜間照明施設の使用 許可に関する事。			○	
3 校庭開放事業に関する事 項				
(1) 実施校との連絡、運 営管理に関する事。			○	
4 中学校部活動の地域 <u>展開</u> の運営に関する事項				
(1) 中学校部活動の地域重要 <u>展開</u> の運営に関する事。	一般的	輕易		

(5) スポーツ器具の貸与 に関する事。			○	
2 運動施設の運営管理に 関する事項				
(1) 緑が丘スポーツ公園 有料運動施設等の使用許 可に関する事。			○	
(2) 夜間照明施設の使用 許可に関する事。			○	
3 校庭開放事業に関する事 項				
(1) 実施校との連絡、運 営管理に関する事。			○	
4 中学校部活動の地域 <u>移行</u> の運営に関する事項				
(1) 中学校部活動の地域重要 <u>移行</u> の運営に関する事。	一般的	輕易		

議題：第9号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月 日

甲府市教育委員会
教育長 松田 昌樹

甲府市教育委員会規程第 号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、生涯学習の表中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11	中学校部活動の地域展開の運営に関する事項				
(1)	中学校部活動の地域展開の運営に関すること。	重要	一般的	輕易	

別表第2部長以下の個別決定事案、スポーツの表第4項中「地域移行」を「地域展開」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

議題：第10号

甲府市学校職員通勤手当支給規則の制定について（原案）

1 提案理由

学校職員に係る通勤手当については、甲府市学校職員給与条例第19条に規定されているところであるが、令和7年8月7日の人事院勧告において、国家公務員の通勤手当について改定され、県の人事委員会においても国に準拠し通勤手当の改定が行われたことを受けて、本市においても人事院勧告等に準じて通勤手当に係る改定を行ため、3月議会定例会において甲府市学校職員給与条例の一部を改正したところである。

国では、これまで通勤手当に係る額を、「一般職の職員の給与に関する法律」で規定していたが、電車やバスの運賃改定、路線の変更等、通勤事情は頻繁に変わり、これを国会で審議する法律で毎回改正しては対応が遅れるとの理由から、今回の法改正により行政機関が定める「規則」に委任することとした。

このため、本市学校職員に係る通勤手当の額についても規則で定めるものとし、甲府市職員通勤手当支給規則（昭和33年10月13日規則第34号）を準用する中で、「甲府市学校職員通勤手当支給規則」を新たに制定するものである。

2 規則の概要

- (1) 交通機関等に係る通勤手当の額の算出について規定する。
- (2) 距離区分に応じた額について規定する。
- (3) 育児短時間勤務職員等又は、定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額について規定する。
- (4) 交通機関と自動車等を併用して利用する者の支給額について規定する。
- (5) 駐車場の要件及び駐車場に係る通勤手当の支給額について規定する。
- (6) 交通用具について規定する。
- (7) その他、支給に関し必要な事項を規定する。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

4 教育委員会への議題時期

令和8年3月臨時教育委員会（3月27日開催）

議題：第10号

甲府市学校職員通勤手当支給規則をここに公布する。

令和8年3月 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市学校職員通勤手当支給規則

(目的)

第1条 この規則は、甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号。以下「条例」という。）第19条の規定による通勤手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 条例第19条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所（出張所その他の出先機関に勤務する職員については、それらをもって勤務場所とする。）との間を往復することをいう。

2 条例第19条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、新たに条例第19条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、教育長が別に定める様式によりその通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

(1) 各任命権者を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法若しくは条例第19条3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合

2 職員は、前項第2号に掲げる変更により、条例第19条第1項の職員でなくなった場

議題：第10号

合には、前項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示又は第11条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場料の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第19条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第5条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第6条 前条の通勤の経路又は方法は往路と帰路と異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号）第7条第3項に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第7条 条例第19条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第10条第2号において「運賃等相当額」という。）は、次に掲げる普通交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 交通機関等が定期券を発行している場合 当該交通機関等の利用区間に係る通用期間が支給単位期間（条例第19条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉なる定期券の価額）

(2) 交通機関等が定期券を発行していない場合 当該交通機関等の利用区間についての通勤21回分の運賃等の額であって、最も低廉となるもの

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とする。

議題：第10号

(自動車等使用者の支給額)

第8条 条例第19条第2項第2号の教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)	片道5キロメートル未満	2,000円
(2)	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
(3)	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
(4)	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
(5)	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
(6)	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
(7)	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
(8)	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
(9)	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
(10)	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
(11)	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
(12)	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
(13)	片道60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
(14)	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
(15)	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
(16)	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
(17)	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
(18)	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
(19)	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
(20)	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
(21)	片道100キロメートル以上	66,400円

(育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)

第9条 条例第19条第2項第2号の教育委員会が定める職員は平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、教育委員会が定める割合は100分の50とする。

(併用者の区分及び支給額)

議題：第10号

第10条 条例第19条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員（以下「併用者」という。）の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 併用者（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 条例第19条第2項第1号に定める額及び第2号に定める額
- (2) 併用者のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が条例第19条第2項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあたっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額） 未満である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額
- (3) 併用者のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が条例第19条第2項第2号に定める額（駐車場等利用職員にあたっては、その額に同条第3項第1号に定める額を可算した額） 未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同条第2項第2号に定める額。

（駐車場等の要件）

第11条 条例第19条第3項の教育委員会の定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務場所の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして任命権者が認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が4輪の自動車を駐車するために使用する施設であること。
- (3) 駐車場等を利用することとなる場所の周辺において、他に無料で、かつ、利用可能なものがないこと。
- (4) 月又は年を単位として、駐車料金が定められている施設であること。
- (5) その利用について職員の配偶者若しくは条例第17条第2項に規定する扶養親

議題：第10号

族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長の定める施設でないこと。

- 2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、4輪の自動車の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通期手当を支給しないことが著しく不適當であると教育委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第12条 条例第19条第3項の教育委員会が定める職員は、第10条第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第13条 条例第19条第3項第1号の教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては5,000円）とする。

- (1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として、駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 教育委員会が定める額

- 2 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前項アからウまでに定める額を合計した額

(交通の用具)

第14条 条例第19条第1項第2号に規定する交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、本市の所有に属するものを除く。

(支給日等)

第15条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第17条第2項第2号及び第20条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出

議題：第10号

に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において最も当該翌日に近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
- 4 条例第19条第5項の教育委員会が定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第19条第2項第2号に定める額（第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（第17条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第19条第5項の教育委員会が定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（支給の始期及び終期）

第16条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第19条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当の支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日で

議題：第10号

あるときはその日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- （返納の事由及び額等）

第17条 条例第19条第6項の教育委員会が定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第19条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは甲府市職員の分限に関する条例（昭和38年4月条例第12号）第5条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第1号）第2条第1項の規定により派遣され、甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月条例第38号）第1条に規定する自己啓発等休業をし、甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年3月条例第10号）第1条に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

- 2 条例第19条第6項の教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定

議題：第10号

後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、教育委員会が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）
- 3 条例第19条第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当を支給された際に所属していた任命権者と事由発生月の翌月以降に所属する任命権者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第18条 条例第19条第7項に規定する教育委員会が定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を発行している交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
- (2) 定期券を発行していない交通機関等 1箇月
- 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
- (1) 甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号）第2条の規定による退職その他の離職をすること。

議題：第10号

- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他教育委員会が定める事由が生ずること。

第19条 支給単位期間は、第16条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 第17条第1項第3号の事由に該当することとなった場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）の支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって勤務しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第20条 条例第19条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

（事後の確認）

第21条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第19条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議題：第10号

別記様式(第3条関係)

通 勤 届

(☐新規(異動含む)・☐住居変更・☐通勤経路変更・☐通勤方法変更・☐運賃等の変更・☐その他)

年 月 日提出

(あて先) 任命権者	所 属		氏 名 (フ リ ガ ナ) 印	所属長 印	庶務担当課 印	
	職 名					
	職員番号					
	電話番号	—				
住 所		勤務する機関名 ()				
順 路	通 勤 方 法 の 別	区間及び片道金額		片道 距離	所要時間 (概算)	支給単位期 間の定期券 の 金 額
1		～	円	km	時間 分	円
2		～	円	km	時間 分	円
通勤経路の略図(経路を朱線で記入)						
上記事実の発生年月日 年 月 日						
年 月から、通勤手当(支給単位期間 月) 円支給する。 上記のとおり確認し、認定する。 年 月 日						
備 考			認定	給与担当者	給与係長	職員課長
			電算入力 ☐ バッチ・ ☐ オンライン			

※ 交通機関の利用者は届書提出の際、定期券を提示すること。

議題：第 1 1 号

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について（原案）

1 改正理由

国において、教員に優れた人材を確保し、魅力ある職となるよう教員の重要性も踏まえつつ、職務や勤務状況に応じた処遇改善を図るため「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立し令和7年6月18日に公布されたところである。

これを踏まえて、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務のうち、生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務や生徒に対する緊急の補導業務に係る特殊勤務手当について、現行の7,500円から8,000円に引き上げる法改正があったことから、甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正するものである。

2 改正する規則

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則

3 適用を受ける者

甲府商業高校に勤務する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手で職務の級が高等学校教育職給料表の1級又は2級の者

4 改正内容

第2条第1項第1号

イ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 生徒に対する緊急の補導業務

に係る支給日額について現行の7,500円を8,000円に引き上げる。

5 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

6 教育委員会への議題時期

令和8年3月臨時教育委員会（3月27日開催）

議題：第 1 1 号

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則（昭和 47 年 10 月 4 日教委規則第 11 号）新旧対照表

改正後(案)	現行																
○甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則 昭和 47 年 10 月 4 日 教委規則第 11 号 第 1 条（略） 第 2 条（略） 2 前項の手当の額は、業務に従事した日、1日につき、次の表に定める額とする。 <table><tr><th>支給対象</th><th>支給額</th></tr><tr><td>1 略</td><td></td></tr><tr><td>2 前項第 1 号イ及びウの業務</td><td><u>8, 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td>3 ～ 6 略</td><td></td></tr></table> 第 3 条・第 4 条（略）	支給対象	支給額	1 略		2 前項第 1 号イ及びウの業務	<u>8, 0 0 0 円</u>	3 ～ 6 略		○甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則 令和 47 年 10 月 4 日 教委規則第 11 号 第 1 条（略） 第 2 条（略） 2 前項の手当の額は、業務に従事した日、1日につき、次の表に定める額とする。 <table><tr><th>支給対象</th><th>支給額</th></tr><tr><td>1 略</td><td></td></tr><tr><td>2 前項第 1 号イ及びウの業務</td><td><u>7, 5 0 0 円</u></td></tr><tr><td>3 ～ 6 略</td><td></td></tr></table> 第 3 条・第 4 条（略）	支給対象	支給額	1 略		2 前項第 1 号イ及びウの業務	<u>7, 5 0 0 円</u>	3 ～ 6 略	
支給対象	支給額																
1 略																	
2 前項第 1 号イ及びウの業務	<u>8, 0 0 0 円</u>																
3 ～ 6 略																	
支給対象	支給額																
1 略																	
2 前項第 1 号イ及びウの業務	<u>7, 5 0 0 円</u>																
3 ～ 6 略																	

議題：第 1 1 号

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則（昭和 4 7 年 1 0 月教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中「7, 5 0 0 円」を「8, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議題：第 1 2 号

甲府市学校給食費徴収規則の一部改正について（原案）

1 改正理由

令和 8 年度より、国では子育て支援の一環として、「給食費負担軽減交付金」を創設し、給食費の一部を補助していくこととした。

これに伴い、甲府市では、国による公立小学校に対する学校給食費の抜本的な負担軽減の支援事業を活用するとともに、市立中学校に就学する生徒の保護者への支援を前倒しし、市立小学校における国の支援の基準額を超える部分や市立中学校における給食費は本市が負担する中で完全無償化を実施することとしたことから、学校給食費の完全無償化の実施に必要な事項を改正する。

2 改正の内容

これまで給食を喫食するすべての児童生徒の保護者が、給食費の納付義務者であったことから、学校給食費の無償化に伴い、給食費の徴収の対象とならないものを「給食喫食者」と新たに定義するとともに、学校給食費の無償化に係る要件等の語句を追加する。

- ・規則名を甲府市学校給食費徴収規則から甲府市学校給食に関する規則に改める。
- ・第 1 条中の徴収に係る語句を削除する。
- ・第 2 条中に用語の定義に係る語句を追加する。
- ・第 3 条中「納付義務者」を「給食喫食者」に改める。
- ・第 4 条中に給食喫食者から学校給食費を徴収しない旨の語句を追加するとともに、学校給食費を徴収するものの説明を追加する。
- ・第 5 条中の「別表のとおりとする。」を「甲府市教育委員会が別に定める。」に改める。
- ・第 6 条中に納付義務者の語句を追加する。
- ・第 9 条中に納付義務者又は生活保護受給者の児童生徒の語句を追加するとともに、要件の一部の語句を削除する。
- ・第 10 条中「納付義務者」を「給食喫食者」に改める。また、語句の修正をする。

【新旧対照表】

別紙のとおり。

議題：第 1 2 号

3 関連する要綱等

(1) 学校給食費の額（第 5 条）

甲府市学校給食日額基準を新設し、これにおいて日額を定める。

(2) 食物アレルギー等への対応（第 1 1 条）

食物アレルギーや不登校等のやむを得ない事情により、学校給食を食べることができない児童生徒や私立小中学校等に在籍する児童生徒の保護者に対しては、経済的負担の軽減と、学校給食費の無償化を受ける保護者との公平を図るため、学校給食費無償化相当額を給付する。

そのため、(仮) 甲府市立学校給食代替費補助金交付要綱及び、(仮) 私立等学校給食代替費補助金交付要綱を新設し、これにおいて給付方法等を定める。

5 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

6 教育委員会への議題時期

令和 8 年 3 月臨時教育委員会（3 月 2 7 日開催）

議題：第 1 2 号

甲府市学校給食費徴収規則（令和 3 年教育委員会規則第 6 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○<u>甲府市学校給食に関する規則</u> 令和 3 年 1 2 月 3 日 教委規則第 6 号 （趣旨） 第 1 条 この規則は、学校（甲府市市立学校設置条例（昭和 3 9 年 4 月 条例第 2 4 号）に定める小学校及び中学校をいう。以下同じ。）にお いて実施する給食（以下「学校給食」という。） に 関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 <u>この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 の定めるところによる。</u> <u>(1) 市立学校 甲府市市立学校設置条例(昭和 3 9 年 4 月条例第 2 4 号)第 2 条に規定する小学校及び中学校をいう。</u> <u>(2) 児童生徒 市立学校に在籍する児童及び生徒をいう。</u> <u>(3) 保護者 児童生徒を監護し、かつ、その生計を維持する者をい う。</u>	○<u>甲府市学校給食費徴収規則</u> 令和 3 年 1 2 月 3 日 教委規則第 6 号 （趣旨） 第 1 条 この規則は、学校（甲府市市立学校設置条例（昭和 3 9 年 4 月 条例第 2 4 号）に定める小学校及び中学校をいう。以下同じ。）にお いて実施する給食（以下「学校給食」という。）<u>に係る学校給食費</u> <u>（学校給食に要する経費のうち、学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6</u> <u>0 号）第 1 1 条第 1 項に規定する経費その他市が負担する経費以外の</u> <u>経費をいう。以下同じ。）の徴収等</u>に 関し必要な事項を定めるものと する。 （定義） 第 2 条 <u>この規則で使用する用語は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）で使用する用語の例による。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

議題：第 12号

(4) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条
第2項に規定する学校給食費をいう。

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食を受けようとする児童生徒の保護者及び児童生徒を除く学校給食を受けようとする者(以下これらを「給食喫食者
」という。)は、甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書兼解約・変更届(第1号様式)により市に対して申込みをしなければならない。

2 前項の規定による申込みは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関等を経由して行うものとする。

(1) 給食喫食者が口座振替による納付を希望する場合 指定金融機関等(市の指定金融機関及び収納代理金融機関をいう。)

(2) (1)以外の場合 給食喫食者の児童生徒が在学し、又は入学を予定している市立学校又は甲府市教育委員会

3 前2項の規定は、学校給食の申込みを変更し、又は取り消そうとする場合について準用する。

(学校給食費の無償化等)

第4条 市は、給食喫食者から学校給食費を徴収しない。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助により学校給食費の支給を受けている保護者(以下「生活保護受給者」という。)については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒を除く学校給食を受けようと

(新設)

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食を受けようとする学齢児童又は学齢生徒(以下「児童等」という。)の保護者及び児童等を除く学校給食を受けようとする者(以下これらを「納付義務者」という。)は、甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書兼解約・変更届(第1号様式)により市に対して申込みをしなければならない。

2 前項の規定による申込みは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関等を経由して行うものとする。

(1) 納付義務者が口座振替による納付を希望する場合 指定金融機関等(市の指定金融機関及び収納代理金融機関をいう。)

(2) (1)以外の場合 納付義務者の児童等が在学し、又は入学を予定している学校

3 前2項の規定は、学校給食の申込みを変更し、又は取り消そうとする場合について準用する。

(学校給食費の徴収対象者)

第4条 市は、納付義務者から学校給食費を徴収する。 _____

(新設)

議題：第12号

する者については、学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の日額は、甲府市教育委員会が別に定める。

(納付義務者への通知)

第6条 市は、第4条第2項に定める者（以下「納付義務者」という。）について、前条に規定する日額に、その年度において学校給食を実施する日数を乗じて得た額（以下「納付年額」という。）を決定したときは、速やかに学校給食費納付額通知書（第2号様式）により納付義務者に通知する。

2 市は、納付年額が変更になった場合は変更通知書（第3号様式）により納付義務者に通知する。

(学校給食費の納付等)

第7条 納付義務者は、納付年額を5で除した額を口座振替又は納付書（甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）第46条で定める納付書をいう。以下同じ。）により納付期限までに納付しなければならない。

2 前項の納付期限は、6月、8月、10月、12月及び翌年の2月（以下「徴収する月」という。）の末日とする。ただし、市が特に必要と認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

3 市は、口座振替により学校給食費を納付する場合において、口座振替による納付がなされなかった場合は、学校給食費口座振替不能通知書（第4号様式）及び納付書を送付する。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の日額は、別表のとおりとする。

(納付義務者への通知)

第6条 市は、別表に規定する日額に、その年度において学校給食を実施する日数を乗じて得た額（以下「納付年額」という。）を決定したときは、速やかに学校給食費納付額通知書（第2号様式）により納付義務者に通知する。

2 市は、納付年額が変更になった場合は変更通知書（第3号様式）により納付義務者に通知する。

(学校給食費の納付等)

第7条 納付義務者は、納付年額を5で除した額を口座振替又は納付書（甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）第46条で定める納付書をいう。以下同じ。）により納付期限までに納付しなければならない。

2 前項の納付期限は、6月、8月、10月、12月及び翌年の2月（以下「徴収する月」という。）の末日とする。ただし、市が特に必要と認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

3 市は、口座振替により学校給食費を納付する場合において、口座振替による納付がなされなかった場合は、学校給食費口座振替不能通知書（第4号様式）及び納付書を送付する。

議題：第12号

4 市は、納付年額の変更等により学校給食費の過納等が生じた場合は、還付通知書（第5号様式）により通知するものとする。ただし、その還付を受けるべき者に未納の学校給食費があるときは、その還付に代えて、当該過納等をその未納の学校給食費に充当することができる。

（一括納付の取扱い）

第8条 市は、納付義務者があらかじめ希望したときは、納付年額を一括して口座振替をすること（以下「全納」という。）ができる。

2 前項の規定による口座振替は、当該年度の6月末日に行うものとする。

（学校給食費の減額等）

第9条 納付義務者又は生活保護受給者の児童生徒

が次の各号のいずれかに該当するときは、納付年額から、別表に規定する金額に学校給食を受けなかった日数を乗じて得た額を減額する。

(1) 入院等の理由で連続して5食以上の期間、学校給食を受けないことを希望する場合において、申出をして学校給食の停止を受けたとき。

(2) 年度の途中において、納付義務者又は生活保護受給者の児童生徒が就業又は就学しなくなったとき。

(3) その他市が必要と認めたとき。

（削除）

4 市は、納付年額の変更等により学校給食費の過納等が生じた場合は、還付通知書（第5号様式）により通知するものとする。ただし、その還付を受けるべき者に未納の学校給食費があるときは、その還付に代えて、当該過納等をその未納の学校給食費に充当することができる。

（一括納付の取扱い）

第8条 市は、納付義務者があらかじめ希望したときは、納付年額を一括して口座振替をすること（以下「全納」という。）ができる。

2 前項の規定による口座振替は、当該年度の6月末日に行うものとする。

（学校給食費の減額等）

第9条 学校給食を受ける児童等又は児童等を除く学校給食を受ける者

が次の各号のいずれかに該当するときは、納付年額から、別表に規定する金額に学校給食を受けなかった日数を乗じて得た額を減額する。

(1) 入院等の理由で連続して5食以上の期間、学校給食を受けないことを希望する場合において、申出をして学校給食の停止を受けたとき。

(2) 年度の途中において、学校給食を受けようとする児童等又は児童等を除く学校給食を受けようとする者として就学又は就業しなくなったとき。

(3) その他市が必要と認めたとき。

2 食物アレルギーへの対応を開始して、学校給食の献立の一部を中止

議題：第 12 号

(学校給食の停止等)

第 10 条 給食喫食者は、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により学校給食の実施の停止又は再開を希望するときは、停止又は再開を希望する日から 5 日前（当該期間の算定については、甲府市の休日を定める条例（平成元年 3 月条例第 13 号）に規定する休日を除く）までに在籍する市立学校に申し出なければならない。ただし、市が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 市立学校は、前項の申出を受けた場合は、速やかに実施計画書（変更届）（第 6 号様式）により市に届け出なければならない。ただし、前条第 1 項第 3 号の規定により市が必要と認めた場合において、緊急に学校給食の実施を停止又は再開をする必要があるときは、この限りでない。

(食物アレルギー等への対応)

第 11 条 _____食物アレルギー等への対応の開始及び解除に関する事項については、甲府市教育委員会が別に定める。

(学校給食費に相当する経費の徴収)

第 12 条 市は、第 3 条の申込みがない場合において、必要に応じて学校給食を提供することができる。この場合において、市は、学校給食を受けた者又はその保護者から学校給食費に相当する経費を徴収する。

する場合の学校給食費の額は、別表の範囲内で甲府市教育委員会が別に定める。

(学校給食の停止等)

第 10 条 納付義務者は、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により学校給食の実施の停止又は再開を希望するときは、停止又は再開を希望する日から 5 日前（当該期間の算定については、甲府市の休日を定める条例（平成元年 3 月条例第 13 号）に規定する休日を除く）までに_____学校に申し出なければならない。ただし、市が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 _____学校は、前項の申出を受けた場合は、速やかに実施計画書（変更届）（第 6 号様式）により市に届け出なければならない。ただし、前条第 1 項第 3 号の規定により市が必要と認めた場合において、緊急に学校給食の実施を停止又は再開をする必要があるときは、この限りでない。

(食物アレルギー_____への対応)

第 11 条 第 9 条第 2 項の食物アレルギー_____への対応の開始及び解除に関する事項については、甲府市教育委員会が別に定める。

(学校給食費に相当する経費の徴収)

第 12 条 市は、第 3 条の申込みがない場合において、必要に応じて学校給食を提供することができる。この場合において、市は、学校給食を受けた者又はその保護者から学校給食費に相当する経費を徴収する。

議題：第 12 号

2 前項の学校給食費に相当する経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める別表の額とする。

- (1) 小学校に準じた学校給食を提供したとき 小学校
- (2) 中学校に準じた学校給食を提供したとき 中学校

3 第 1 項の学校給食費に相当する経費の徴収は、納入通知書（甲府市財務規則第 46 条で定める納入通知書をいう。）により行うものとする。

（支払の促し）

第 13 条 市は、第 7 条第 2 項で定める納付期限までに学校給食費を納付しなかった納付義務者に対し、地方自治法等の例により支払を促すものとする。

（委任）

第 14 条 この規則に定めるもののほか学校給食費の徴収等に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

（施行期日）

略

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の甲府市学校給食に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食について適用し、同日前に実

2 前項の学校給食費に相当する経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める別表の額とする。

- (1) 小学校に準じた学校給食を提供したとき 小学校
- (2) 中学校に準じた学校給食を提供したとき 中学校

3 第 1 項の学校給食費に相当する経費の徴収は、納入通知書（甲府市財務規則第 46 条で定める納入通知書をいう。）により行うものとする。

（支払の促し）

第 13 条 市は、第 7 条第 2 項で定める納付期限までに学校給食費を納付しなかった納付義務者に対し、地方自治法等の例により支払を促すものとする。

（委任）

第 14 条 この規則に定めるもののほか学校給食費の徴収等に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

（施行期日）

略

（新設）

（新設）

（新設）

議題：第 1 2 号

施した学校給食については、なお従前の例による。

削除

第 1 号様式

(略)

第 2 号様式

(略)

第 3 号様式

(略)

第 4 号様式

(略)

第 5 号様式

(略)

第 6 号様式

別表

<u>区分</u>	<u>日額</u>
<u>小学校</u>	<u>2 6 5 円</u>
<u>中学校</u>	<u>3 3 0 円</u>

第 1 号様式

(略)

第 2 号様式

(略)

第 3 号様式

(略)

第 4 号様式

(略)

第 5 号様式

(略)

第 6 号様式

議題：第 1 2 号

甲府市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則 号

甲府市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

甲府市学校給食費徴収規則（令和 3 年 1 2 月教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

規則の題名を「甲府市学校給食に関する規則」に改める。

第 1 条の「に係る学校給食費（学校給食に要する経費のうち、学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 1 1 条第 1 項に規定する経費その他市が負担する経費以外の経費をいう。以下同じ。）の徴収等」を削る。

第 2 条第 1 項を次のように改め、次の 4 号を加える。

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市立学校 甲府市市立学校設置条例（昭和 3 9 年 4 月条例第 2 4 号）第 2 条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (2) 児童生徒 市立学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (3) 保護者 児童生徒を監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
- (4) 学校給食費 学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 1 1 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。

第 3 条 1 項の「学齢児童又は学齢生徒（以下「児童等」という。）の保護者及び児童等を除く学校給食を受けようとする者（以下これらを「納付義務者」を「児童生徒の保護者及び児童生徒を除く学校給食を受けようとする者（以下これらを「給食喫食者」）」に、改める。

議題：第 12 号

第 3 条 2 項 1 号及び 2 号中の「納付義務者」を「給食喫食者」に、「学校」を「市立学校又は甲府市教育委員会」に改める。

第 4 条の見出し中「徴収対象者」を「無償化等」に改める。

第 4 条を次のように、改め、次の 1 号を加える。

市は、給食喫食者から学校給食費を徴収しない。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条に規定する教育扶助により学校給食費の支給を受けている保護者（以下「生活保護受給者」という。）については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒を除く学校給食を受けようとする者については、学校給食費を徴収する。

第 5 条中の「別表のとおりとする。」を「甲府市教育委員会が別に定める。」に改める。

第 6 条中の「別表」を「第 4 条第 2 項に定める者（以下「納付義務者」という。）について、前条」に改める。

第 9 条 1 項中の「学校給食を受ける児童等又は児童等を除く学校給食を受ける者」を「納付義務者又は生活保護受給者の児童生徒」に、第 9 条第 1 項第 2 号中の、「学校給食を受けようとする児童等又は児童等を除く学校給食を受けようとする者として就学又は就業」を「納付義務者又は生活保護受給者の児童生徒が就業又は就学」に改め、第 9 条第 2 項を削る。

第 10 条第 1 項中の「納付義務者」を「給食喫食者」に、「学校」を「在籍する市立学校」に、第 10 条第 2 項中の「学校」を「市立学校」に改める。

第 11 条の見出し中及び本文中の食物アレルギーの後に「等」を加え、「第 9 条第 2 項の」を削る。

附則を附則第 1 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の甲府市学校給食に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食について適用し、同日前に実施した学校給食については、従前の例による。

別表を削る。

第 6 号様式を次のように改める。

議題：第 1 2 号

(第6号様式)
(あて先)

年 月 日

甲府市立

学校

校 長

実施計画書(変更届)

実施回数

実施日				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施回数
曜日																																			
対象人員																																			
番号	区分	支払方法／理由	年・組・氏名または行事名																																
1																																			
2																																			
3																																			
4																																			
5																																			
6																																			
7																																			
8																																			
9																																			
10																																			
11																																			
12																																			
13																																			
14																																			
15																																			
16																																			
17																																			
18																																			
19																																			
20																																			
21																																			
22																																			
23																																			
24																																			
25																																			
26																																			
27																																			
28																																			
29																																			
30																																			
合計																																			
実施食数																																			

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議題：第 13 号

甲府市学校運営協議会規則の一部改正について（原案）

1 改正理由

学校運営協議会は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」を目指すものであり、本市では、令和 5 年度に全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとしたところであり、甲府市立甲府商業高等学校においては、県立高校の動向を注視しながら設置することとしていた。

学習指導要領においては「探求的な学び」が重視され、地域と学校が連携し「社会に開かれた教育課程」を実現する上で、学校運営協議会での協議を通じて地域の教材や人材を活用し、地域課題の解決に取り組む探求学習を推進していくこととしている。このことを受けて県立高校では、段階的に学校運営協議会を設置しており、令和 8 年度までにはすべての県立高校に設置される予定となっている。

このため、甲府商業高等学校においても令和 8 年度より学校運営協議会を設置することを決定したことから、甲府市学校運営協議会規則の一部を改正するものである。

2 改正する規則

甲府市学校運営協議会規則

3 改正内容

第 3 条の甲府市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）を甲府市立小学校、中学校及び高等学校（以下「小学校等」という。）に改める

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

5 教育委員会への議題時期

令和 8 年 3 月臨時教育委員会（3 月 27 日開催）

議題：第 13 号

甲府市学校運営協議会規則（令和 2 年 3 月 13 日教委規則第 2 号）新旧対照表

改正後(案)	現行
○甲府市学校運営協議会規則 令和 2 年 3 月 13 日 教委規則第 2 号 第 1 条～第 2 条（略） （設置） 第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する<u>甲府市立小学校、中学校及び高等学校（以下「小学校等」という。）</u>ごとに協議会を設置することができるものとする。 2 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する <u>小学校等（以下「対象学校」という。）</u>を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。 3 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。 第 4 条～第 19 条（略）	○甲府市学校運営協議会規則 令和 2 年 3 月 13 日 教委規則第 2 号 第 1 条～第 2 条（略） （設置） 第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する<u>甲府市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）</u>ごとに協議会を設置することができるものとする。 2 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する<u>小中学校（以下「対象学校」という。）</u>を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。 3 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。 第 4 条～第 19 条（略）

議題：第 13 号

甲府市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように改正する。

第 3 条中「甲府市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）」を削り、
「甲府市立小学校、中学校及び高等学校（以下「小学校等」という。）に改める
。

第 3 条 2 項中「小中学校」を削り「小学校等」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。